

議案第108号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年12月19日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和31年三田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「945,000円」を「982,000円」に、「756,000円」を「785,000円」に改める。

(三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「623,000円」を「636,000円」に、「538,000円」を「549,000円」に、「490,000円」を「500,000円」に改める。

(三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和31年三田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「661,000円」を「687,000円」に改める。

(三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成21年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「756,000円」を「785,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。